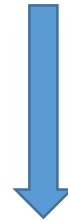
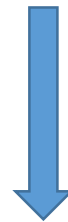


リチウムイオン電池単体の輸送 (包装基準965)		Section I A (危険物)	Section I B (危険物)	Section II (非危険物扱い)	
ワット時 定格値 (Wh)	単電池 (Cell)	20Whを 超える	2.7Whを超えて20Wh以下		2.7Wh 以下
	組電池 (Batteries)	100Whを 超える	2.7Whを超えて100Wh以下		
1包装物内 の電池の 個数限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	9個以上	8個以内	個数 制限なし
	組電池 (Batteries)	個数制限なし	3個以上	2個以内	
1包装物内 の電池の 限度量	単電池 (Cell)	旅客機での輸送禁止	旅客機での輸送禁止	旅客機での輸送禁止	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/2.5kg
	組電池 (Batteries)	※貨物機/35kg	※貨物機/2.5kg	※貨物機/正味量の 制限なし	



2015年8月3日搭載分より、リチウムイオン電池単体を旅客機にて輸送することは中止となります。

リチウム金属電池単体の輸送 (包装基準968)		Section I A (危険物)	Section I B (危険物)	Section II (非危険物扱い)	
リチウム含有量	単電池 (Cell)	1gを超える	0.3gを超えて1g以下		0.3g以下
	組電池 (Batteries)	2gを超える	0.3gを超えて2g以下		
1包装物内の電池 の個数限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	9個以上	8個以内	個数制限なし ※1包装物の電池 の正味量は2.5kg まで
	組電池 (Batteries)		3個以上	2個以内	
1包装物内の電池 の限度量	単電池 (Cell)	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/35kg	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/2.5kg	旅客機での輸送禁止	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/2.5kg
	組電池 (Batteries)			※貨物機/正味量の 制限なし	



2015年1月1日搭載分より、リチウム金属電池単体を旅客機にて輸送することは禁止となります。

リチウムイオン電池を機器と同梱して輸送(包装基準966)		Section I (危険物)	Section II (非危険物扱い)
ワット時定格値 (リチウムイオン電池)	単電池 (Cell)	20Whを超える	20Wh以下
	組電池 (Batteries)	100Whを超える	100Wh以下
リチウム含有量 (リチウム金属電池)	単電池 (Cell)	1gを超える	1g以下
	組電池 (Batteries)	2gを超える	2g以下
1包装物内の電池の個数の限度	単電池 (Cell)	機器を作動させるのに適切な個数に加えて、予備電池が2個まで	機器を作動させるのに適切な個数に加えて、予備電池が2個まで
	組電池 (Batteries)		
1包装物内の限量	単電池 (Cell)	旅客機/5kg	旅客機/5kg
	組電池 (Batteries)	※貨物機/35kg	※貨物機/5kg



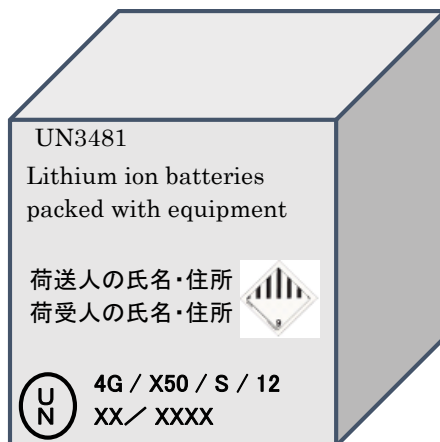
	Section I (危険物)	Section II (非危険物扱い)
国連規格容器	必要	不要 (強固で頑丈な容器を使用)
マーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・国連番号 ・正式輸送品目名 ・荷送人・荷受人の氏名と住所 ・同一の正味量ではない複数の包装物を輸送する場合、各包装物の正味量 	不要
危険性ラベル	第9分類の危険性ラベルが必要 	不要
リチウム電池取扱ラベル	不要	必要 
危険物申告書	必要	不要
運送状への記載	危険物である旨の申告が必要	<p>"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966" または</p> <p>"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969" の記載が必要</p> <p>(包装基準966セクションIIに合致したリチウムイオン電池、または包装基準969セクションIIに合致したリチウム金属電池である旨の記載でも可)</p>
リチウム電池輸送添付書類	不要	必要 ※運送状への記載可

■梱包例1【Section I】

220WhのUN3481 Section I に該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/1kg と機器(例えばノート型パソコン)を同梱して旅客機で輸送する場合、**包装等級II以上の性能基準に合致する国連容器を使用しなければ輸送できません。**

※電池は完全に収納する内装容器に入れて、外装容器に収納しなければなりません。

※Section I に該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。

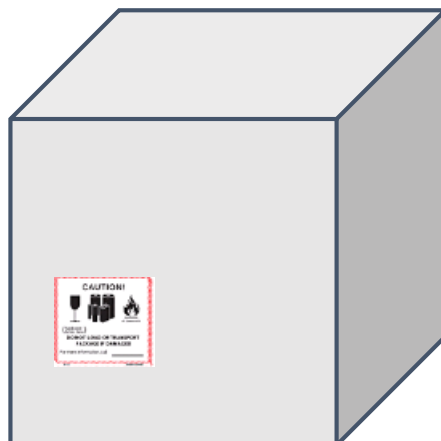


■梱包例2【Section II】



100Wh以下のUN3481 Section II に該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/0.5kg と機器(例えば携帯電話)を同梱して旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ輸送できません。**

※電池は完全に収納する内装容器に入れて、外装容器に収納しなければなりません。

※Section II に該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。



リチウムイオン電池を機器に組み込んで輸送(包装基準967) リチウム金属電池を機器に組み込んで輸送(包装基準970)		Section I (危険物)	Section II (非危険物扱い)	
			単電池5個以上 組電池3個以上	単電池4個以下 組電池2個以下
ワット時定格値 (リチウムイオン電池)	単電池 (Cell)	20Whを超える	20Wh以下	20Wh以下
	組電池 (Batteries)	100Whを超える	100Wh以下	100Wh以下
リチウム含有量 (リチウム金属電池)	単電池 (Cell)	1gを超える	1g以下	1g以下
	組電池 (Batteries)	2gを超える	2g以下	2g以下
1包装物内の電池 の個数の限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	個数制限なし	
	組電池 (Batteries)			
1包装物内の限度量	単電池 (Cell)	旅客機/5kg ※貨物機/35kg	旅客機/5kg ※貨物機/5kg	旅客機/5kg ※貨物機/5kg
	組電池 (Batteries)			

	Section I (危険物)	Section II (非危険物扱い)	
		単電池5個以上 組電池3個以上	単電池4個以下 組電池2個以下
国連規格容器	不要 (強固で頑丈な容器を使用)	不要 (強固で頑丈な容器を使用)	
マーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・国連番号 ・正式輸送品目名 ・荷送人・荷受人の氏名と住所 ・同一の正味量ではない複数の包装物を輸送する場合、各包装物の正味量 	不要	不要
危険性ラベル	第9分類の危険性ラベルが必要 	不要	不要
リチウム電池 取扱ラベル	不要	必要 	不要 (※印参照)
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状への 記載	危険物である旨の申告が必要	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967または"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970"の記載が必要 (包装基準967セクションIIに合致したリチウムイオン電池、または包装基準970セクションIIに合致したリチウム金属電池である旨の記載でも可)	
リチウム電池 輸送添付書類	不要	必要 ※運送状への記載可	不要 (※印参照)

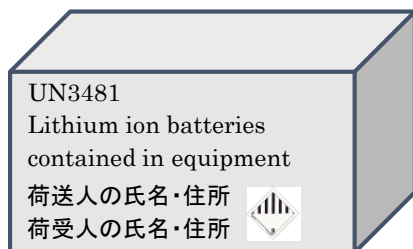
※ IATA 航空危険物規則書 第57版からの変更点

- ・1コンサインメント(Consignment)あたりの包装物の個数が2個以下であり、かつそれぞれの包装物に含まれる機器に組み込まれたリチウム電池の個数が、単電池の場合4個以下、組電池の場合2個以下である場合のみ、リチウム電池取扱ラベルの貼付は適用されません。
- ・弊社国内貨物では1コンサインメントの定義を「1運送状(運送状1件)」といたします。
- ・運送状1件あたり、当該包装物の個数が2個を超える場合、リチウム電池ラベルの貼付、運送状への必要な文言の記載、リチウム電池輸送添付書類の添付(運送状への記載可)が必要となります。

■梱包例1【Section I】

220WhのUN3481 Section Iに該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/0.5kgが組み込まれた機器(パソコン)1台を旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用する、または同等の保護が供与される機器に組み込まれなければ輸送できません。**

※Section Iに該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。



■梱包例2【Section II (組電池が3個以上の場合)】

100Wh以下のUN3481 Section IIに該当するリチウムイオン電池(組電池)3個/3kgを機器(例えば大型電子機器)に組み込んで、旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ輸送できません。**

※Section IIに該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。

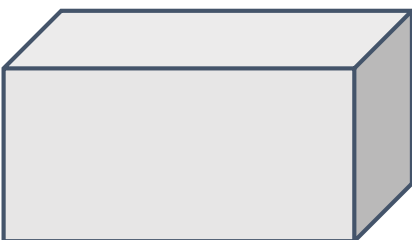


■梱包例3【Section II (組電池が2個以下で、運送状1件あたり、当該包装物の個数が2個を超えない場合)】

100Wh以下のUN3481 Section IIに該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/1kgを機器(例えばノート型パソコン)に組み込んで、当該機器を含む包装物を運送状1件で2個、旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ輸送できません。**

※**リチウム電池取り扱いラベルの貼付は不要です。**

※Section IIに該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。



■梱包例4【Section II (組電池が2個以下で、運送状1件あたり、当該包装物の個数が2個を超える場合)】

100Wh以下のUN3481 Section IIに該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/1kgを機器(例えばノート型パソコン)に組み込んで、当該機器を含む包装物を運送状1件で5個、旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ輸送できません。**

※**リチウム電池取り扱いラベルの貼付は必要です。**

※Section IIに該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。

